

令和8年度

上尾、桶川、伊奈衛生組合

入札参加資格審査申請書提出要領

(建設工事、設計・調査・測量、その他業務)

問い合わせ先

上尾、桶川、伊奈衛生組合

総務担当

電話 : 048-728-6071

目次

1	申請対象者	1
2	申請者の資格要件	1
3	登録有効期間	2
4	受付期間	2
5	提出書類	2
6	提出部数	2
7	提出方法	2
8	提出先	2
9	審査基準日	2
10	書類作成上の注意	3
11	問い合わせ先	7
12	その他の注意事項	7

【別紙】

令和8年度
上尾、桶川、伊奈衛生組合入札参加資格審査申請書提出要領
(建設工事、設計・調査・測量、その他業務)

(今回は追加登録となりますので、令和7年度に登録済みの方は申請不要です。)

1 申請対象者

令和8年度において、上尾、桶川、伊奈衛生組合（以下「組合」という。）が締結する次の各号に掲げる契約に係る競争入札に参加しようとする者

- (1) 建 設 工 事：建設工事の請負契約
- (2) 設計・調査・測量：建設工事に係る設計、調査及び測量業務の委託契約
- (3) そ の 他 業 務：土木施設維持管理、建築物維持管理、その他役務の提供等の業務の委託契約

2 申請者の資格要件

(1) 申請者の資格（共通）

次のいずれかに該当するものは、資格審査を受けることができません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により組合の競争入札に参加させないこととされた者
- ウ 法人税（個人事業者の場合は所得税）、消費税及び地方消費税を完納していない者
- エ 法人市町民税（個人事業者の場合は個人市町民税。ただし、組合管内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合）を完納していない者

(2) 「建設工事」に関する申請者の資格

次のいずれかに該当するものは、資格審査を受けることができません。

- ア 申請する業種について、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者
- イ 申請する業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（申請日現在において有効なもの）の総合評定値の通知を受けていない者
- ウ 社会保険等に加入していない者

(3) 「設計・調査・測量」に関する申請者の資格

次のいずれかに該当するものは、資格審査を受けることができません。

- ア 測量業務については、測量法第55条第1項の規定による登録（測量業者登録）を受けていない者
- イ 建築関連コンサルタント業務については、建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録を受けていない者
- ウ 不動産鑑定業務については、不動産の鑑定評価に関する法律第22条の規定に基づく登録を受けていない者
- エ 計量証明業務については、計量法第109条の規定に基づく登録を受けていない者

(4) 「その他業務」に関する申請者の資格

次のいずれかに該当するものは、資格審査を受けることができません。

- ア 土木施設管理にあっては、社会保険等に加入していない者
- イ 警備業にあっては、警備業法第4条の規定による認定を受けていない者及び同法第9条に規定する届出書を埼玉県公安委員会に提出していない埼玉県の区域外に主たる営業所を有する者
- ウ 净化槽清掃業にあっては、浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けていない者
- エ 廃棄物処理業にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条又は第14条の規定による許可を受けていない者
- オ 営業に関し法律上必要とする許可等を受けていない者

3 登録有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 受付期間

令和8年2月1日（日）から令和8年2月28日（土）まで（消印有効）

5 提出書類

別紙参照

6 提出部数

1部 ※各申請区分につき1部ずつ

7 提出方法

郵送のみ受付 ※持参不可

封筒の表に「入札参加資格審査申請書類在中」と赤で記載してください。

8 提出先

〒363-0007 桶川市大字小針領家1160番地

上尾、桶川、伊奈衛生組合 総務担当 宛

9 審査基準日

提出書類は、次の(1)又は(2)を審査基準日として作成してください。

(1) 建設工事の請負に係る資格審査基準日

申請日現在、有効な経営事項審査の総合評定値通知書（「結果通知書」）の審査基準日を指します。通知書が複数ある場合は、直近のものの審査基準日を指します。

※ 総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。

- ※ 要件を満たす通知書の写しを提出できない場合は、申請できません。
- ※ 申請日現在、直近年度の通知書が既に発行されている場合には、前年度の通知書は使用できません。

(2) 建設工事の請負以外に係る資格審査基準日

申請時直近の決算日（決算手続きが終了したもの） を指します。

10 書類作成上の注意

(1) 社会保険等の加入について

「建設工事」及び「土木施設維持管理」については、社会保険等の加入を資格要件としております。

社会保険等とは、**健康保険、厚生年金保険、雇用保険**の3保険のことです。

ア 社会保険等の加入状況に係る確認方法

社会保険等の加入状況は、「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」の「その他の審査項目（社会性等）」欄で確認します。

(ア) **全て**の社会保険等の加入状況が「**有**」又は「**除外**」の場合

⇒ 「社会保険等に**加入している**」とします。

(イ) **いずれか**の社会保険等の加入状況が「**無**」となっている場合

⇒ 「社会保険等に**未加入**」とします。

イ 経営事項審査申請後に社会保険等に加入した場合

上記ア(イ)に該当する者であっても、次の(ア)から(ウ)に掲げる資料を提出した場合は、「社会保険等に加入している」とします。

(ア) 健康保険（領収書の写しは、最新のものに限る）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し
健康保険組合	健康保険組合発行の保険料領収書の写し
建設業関係の国民健康保険組合	なし（※欄外参照）

※ 年金事務所で健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業関係の国民健康保険組合に加入している場合、健康保険は適用除外となります。この場合は、年金事務所発行の「厚生年金保険料の領収書」で健康保険料が0円になっていることを確認します。

(イ) 厚生年金保険（領収書の写しは、最新のものに限る）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し

※ 上記(ア)(イ)について

健康保険及び厚生年金保険の加入先が両方とも年金事務所の場合、領収書はひとつなので1部提出してください。

加入直後で領収書が未到達の場合は、次のa又はbを提出してください。

- a 「被保険者標準報酬決定通知書」の写し（直近のものに限る）
- b 「適用通知書」の写し

(ウ) 雇用保険（領収書の写しは、最新のものに限る）

納付方法	確認資料
ハローワークに直接申告納付	労働（雇用）保険の保険料申告書の写し 又は 領収書の写し
労働保険事務組合に委託している場合	事務組合発行の保険料納入通知書の写し 又は 領収書の写し

※ 上記の確認資料が用意できない場合は、組合発行の加入証明書等を提出してください。

※ 加入直後で確認資料が未到達等の場合は、次のaからcのいずれかを提出してください。

- a 「雇用保険加入済確認願」の原本
- b 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し
- c 「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し

ウ 建設工事を申請しない場合

上記イの(ア)から(ウ)に掲げる資料で社会保険等の加入を確認します。

(2) 登記されていないことの証明書（後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明書）の発行手続きは、全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課の窓口で行っています。

※ **郵送による申請は、東京法務局後見登録課のみの取扱いとなります。**

【問い合わせ先】

東京法務局後見登録課 電話 03-5213-1360

https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

(3) **法人番号**について

国税庁は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に基づき、平成27年10月から、**法人には1法人1つの法人番号（13桁）を指定し、登記上の所在地に「法人番号指定通知書」を送付しています。**

※ 法人番号は、法人の支店・事業所等や個人事業者には指定されません。

※ 「上尾、桶川、伊奈衛生組合入札参加資格審査申請受付票」の法人番号欄に記入してください（1法人は、本店・支店・事業所とも同じ法人番号を使用）。

ア 提出書類

「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面を印刷したもの

「国税庁法人番号公表サイト」<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>
で法人名及び所在地等から検索して確認した法人情報の画面を印刷してください。

【問い合わせ先】

国税庁長官官房企画課法人番号管理室 電話 0120-053-161

(4) 受注希望工事に関する申請者の資格について

次に掲げるアからエの4業種の工事の受注希望工事を希望する場合は、「資格を証明する書類」欄に記載されている届出や資格等が必要です。申請する場合は、「資格情報を証明する書類」を提出してください。下表以外の業種については、「資格情報を証明する書類」は不要です。

ア 電気工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
総合電機設備工事		都道府県知事
発電変電設備工事		各産業保管監督部長
電機設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「 届出受理通知書 」等	経済産業大臣
信号設備工事		

イ 管工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
浄化槽工事	【新たに浄化槽工事を申請する者】 埼玉県知事に提出した「 特例浄化槽工事業者届出書 」（「 表面 」と「 裏面 」） 【既に他の自治体へ浄化槽工事を登録している者】 埼玉県知事に提出した「 特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書 」	埼玉県知事

ウ 電気通信工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「 工事担当者資格者証（アナログ第1種、A I 第1種、第一級アナログ通信、アナログ第2種、A I 第2種、総合種、又はA I・D O総合種、総合通信） 」の資格者証	総務大臣
データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「 工事担当者資格者証（デジタル第1種、A I 第1種、第一級アナログ通信、アナログ第2種、A I 第2種、総合種、又はA I・D O総合種、総合通信） 」の資格者証	

エ 消防施設工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状	都道府県知事
泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状	
不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	
避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状	
排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	

(5) 「設計・調査・測量」に関する申請者の資格について

以下の書類を提出してください。

ア 測量業者登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
測量法第55条の5の規定に基づく測量業者としての登録通知等（※1）	国土交通大臣 (地方整備局長)	申請する事業所で登録が必要

※1 測量業務を申請する場合は、「測量業者登録通知」及び登録行政庁の受理印がある「測量業者登録申請書（第1面と別紙）」を提出してください。

イ 建築士事務所登録（建築コンサルタント）

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
建築士法第23条の3の規定に基づく登録通知等（※2）	都道府県知事等	「建築意匠」は申請する事業所で登録は必要

※2 建築士事務所登録のうち「建築意匠」を申請する場合は、「建築士事務所登録通知書」を提出してください。

ウ 地質調査業者登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
地質調査業者登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)	登録がなくても申請可能

エ 補償コンサルタント登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
補償コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)	登録がなくても申請可能

オ 建設コンサルタント登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
建設コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)	登録がなくても申請可能

カ 不動産鑑定業者登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
不動産鑑定評価に関する法律第24条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 都道府県知事	登録が必要

キ 計量証明事業者登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否

計量法第109条の規定に基づく登録通知等 事業区分ごとに登録しているもの (長さ、質量、面積、熱量、体積、濃度、音圧レベル、振動加速レベル等)	都道府県知事等	登録が必要
---	---------	-------

ク 土地家屋調査士登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
土地家屋調査士連合会が発行した土地家屋調査士登録証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）（※3）	日本土地家屋調査士連合会	登録が必要（※4）

※3 土地家屋調査士事務所・土地家屋調査士法人は、日本土地家屋調査士連合会の登録が必要です。

※4 次のいずれかを、商号又は名称に含む場合にのみ申請することができます。

- ・土地家屋調査士事務所
- ・土地家屋調査士法人
- ・社団法人○○公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(6) 本店以外に業種（業務）毎に代理人を置く場合には、登録希望業種（業務）毎に申請をしてください。申請できる業種（業務）は、本店と代理人を置く事業所を合計して5業種（業務）までです。また、5業種（業務）以内であっても、他の事業所で申請した業種を、重ねて申請はできません。

(7) 不足書類や未記入事項がある場合につきましては、登録されない場合があります。

11 問い合わせ先

上尾、桶川、伊奈衛生組合 総務担当

電話 048-728-6071

12 その他の注意事項

- ※ 入札参加資格者名簿に登録した場合、**業者の格付け等も含めて、公表の対象となります**ので、ご了承ください。
- ※ **個々の入札参加資格者への格付け通知は行いません。審査結果のお知らせは、入札参加資格者名簿を公表することにより行います。**
- ※ 今回の申請による入札参加資格については、上尾、桶川、伊奈衛生組合の入札参加資格者名簿に登録されます（上尾市、桶川市及び伊奈町に登録されている場合でも登録が必要となります。）。

1 申請区分

- (1) 建設工事（別表1：「建設工事」業種コードを参照）
- (2) 設計・調査・測量（別表2：「設計・調査・測量」業種コードを参照）
- (3) その他業務（別表3：「その他業務」業種コードを参照）
 - ア 土木施設維持管理（道路・河川の清掃、苑池・下水道維持管理等）
 - イ 建築施設維持管理（清掃、警備、設備運転・保守・点検・検査、消毒等）
 - ウ その他役務の提供等の業務（上記以外の委託等）

2 提出書類

- (1) 提出書類は組合独自様式になりますが、「上尾、桶川、伊奈衛生組合入札参加資格審査申請受付票」以外は、組合様式で示した項目内容を満たしていれば、他の様式を用いても受け付けます。
- (2) 官公需適格組合については、下記提出書類のほかに官公需適格組合証明書の写しを提出してください。
- (3) 提出書類一覧表

番号	書類名	申請業務					摘要	
		建設工事	設計・調査・測量	その他業務				
				土木施設維持管理	建築施設維持管理	その他役務の提供等の業務		
1	上尾、桶川、伊奈衛生組合入札参加資格審査申請受付票（申請区分ごとの様式）	<input type="radio"/>	※希望申請業務区分ごとにそれぞれ提出してください。					
2	入札参加資格審査申請書（様式第1号）	<input type="radio"/>	※希望申請業務区分ごとにそれぞれ提出してください。					
3	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）	<input type="radio"/>	【法人のみ】 地方法務局が発行したもの 発行日が申請日前3か月以内のもの					
4	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）（写し可）	<input type="radio"/>	【法人のみ】 税務署が発行したもの 発行日が申請日前3か月以内のもの ※免税事業者の場合も、必ず提出してください。 ※申請時点で未納税額がある場合は、受理できません。					

番号	書類名	申請業務			摘要		
		建設工事	設計・調査・測量	その他業務			
			土木施設維持管理	建築施設維持管理	その他役務の提供等の業務		
5	身分（元）証明書（本籍地の市町村で発行したもの）〈写し可〉	○	○	○	○	○	【個人事業者のみ】 本籍地の市町村が発行したもの 発行日が <u>申請日前3か月以内のもの</u> 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていないこと、後見の登記の通知を受けていないこと、破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明する書類
6	登記されていないことの証明書（後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明書）〈写し可〉	○	○	○	○	○	【個人事業者のみ】 法務局及び地方法務局の本局が発行したもの 発行日が <u>申請日前3か月以内のもの</u> 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことを証明する書類
7	「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）〈写し可〉	○	○	○	○	○	【個人事業者のみ】 税務署が発行したもの 発行日が <u>申請日前3か月以内のもの</u> ※免税事業者の場合も、必ず提出してください。 ※申請時点で未納の税額がある場合は、受理できません。
8	事業開業届出済証明書〈写し可〉	○	○	○	○	○	【個人事業者のみ】 事業を営んでいる自治体が発行した事業証明書
9	建設業許可通知書又は許可証明書〈写し可〉	○					申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。
10	経営事項審査結果（総合評定値）通知書〈写し可〉	○					申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの

番号	書類名	申請業務			摘要
		建設工事	設計・調査・測量	その他業務	
11	建設業許可に係る申請書類の写し ①建設業許可申請書（様式第1号） ②営業所一覧表（別紙二）	○			申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。（新規・更新、業種追加、般・特新規）
	③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）	○			従たる営業所(支店等)で申請する場合 ※主たる営業所で申請する場合は不要
12	社会保険等の加入確認資料の写し	○	○		経営事項審査申請後に社会保険等に加入した場合又は建設工事を申請しない場合
13	営業所一覧表（様式第2号）	○	○	○	○
14	工事経歴書（様式第3-1号）	○			
15	業務経歴書（様式第3-2号）	○	○	○	○
16	主要取引金融機関名（様式第4号）	○	○	○	○
17	委任状（様式第5号）	○	○	○	○
18	資格情報を証明する書類の写し	○			【代理人を置く場合】 委任期間 R8.4.1～R9.3.31 「電気工事業」「管工事業」「電気通信工事業」「消防施設工事業」の一部の受注希望工事を申請する場合提出してください。 管工事業の浄化槽工事は申請する事業所で届出が必要です。

番号	書類名	申請業務				摘要	
		建設工事	設計・調査・測量	その他業務			
				土木施設維持管理	建築施設維持管理	その他役務の提供等の業務	
19	許可通知書又は許可証明書 〈写し可〉		○	○	○	○	法律上必要とするもののみ
20	登録通知書又は登録証明書 〈写し可〉		○	○	○	○	法律上必要とするもののみ
21	受注希望工事に関する技術者 の免許証等の写し	○					提出要領 P 5 10 書類作成上の注意（4）参照
22	監理技術者資格者証の写し	○					有効期限が長い者 1 名分
23	建設業労働災害防止協会証 明書 〈写し可〉	○					加入している場合のみ
24	役員名簿及び組合員名簿 （中小企業等協同組合等に 限る）	○	○	○	○	○	
25	担当職員数・売上高業務別 内訳表（様式第 6 号）		○	○	○	○	希望業務毎の売上高等を記入 職員数は実人数
26	入札参加資格者台帳 （様式第 7-1 号又は第 7-2 号）		○	○	○	○	職員数は延べ人数
27	法人番号確認資料 （「国税庁法人番号サイ ト」の法人情報の画面を印 刷したもの）	○	○	○	○	○	<p>【法人のみ】</p> <p>法人番号は、国税庁が平成 27 年 10 月以降に法人の登記上の所在 地あてに送付した「法人番号指定 通知書」に記載された 13 衔の番 号で、1 法人に 1 つの法人番号で あるため本店・支店・事業所とも 同じ法人番号を使用</p> <p>「国税庁法人番号公表サイト」 http://www.houjin-bangou.nta.go.jp</p> <p>で法人名及び所在地等から検索し て確認した法人情報の画面を印刷 してください。</p>

番号	書類名	申請業務			摘要	
		建設工事	設計・調査・測量	その他業務		
				土木施設維持管理	建築施設維持管理	その他役務の提供等の業務
28	法人市町民税又は個人市町民税の納税証明書（写し可）	○	○	○	○	○
29	官公需適格組合が申請する場合の書類	官公需適格組合証明書の写し	○			
		5以内の組合員の総合評定値通知書の写し	○			
		官公需適格組合資格審査数値計算表 (様式第8号)	○			
30	経常建設共同企業体が申請する場合の書類	各構成員の主な元請工事実績表	○			
		経常建設共同企業体資格審査数値計算表	○			
		経常建設共同企業体協定書の写し	○			
		経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書	○			

番号	書類名	申請業務					摘要	
		建設工事	設計・調査・測量	その他業務				
				土木施設維持管理	建築施設維持管理	その他役務の提供等の業務		
31	返信用のはがき（宛名記入・85円切手貼付）	<input type="radio"/>	【受領印が必要な場合】返信用封筒は不可					

3 その他の注意事項

- (1) 提出書類は、(3)「提出書類一覧表」の順に揃え、全てをA4クリアファイル（透明・無地のもの）に入れてください（提出書類をひも等で綴じたり、A4クリアファイルに会社名等を記入したりする必要はありません。）。申請業務が複数ある場合は、業務区分毎に作成し、申請業務毎のA4クリアファイルに入れてください。
- (2) 提出部数は1部となっていますが、組合から問い合わせ等をする場合がありますので、提出書類の写しを保管してください。提出書類に不備・不足等があった場合は、追加で書類等の提出を求める場合があります。一定期間内に提出されない場合、申請が却下となることもありますのでご注意ください。
- (3) 申請書の受理後は、申請希望の業種等を追加又は変更することは一切できません。
- (4) 提出された書類を返却することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- (5) 受領印が必要な場合は、返信先を明記したはがき（85円切手貼付）を同封してください（返信用封筒は不可とします。返信先の記入漏れ、切手貼付がない場合には返信しません。また、返信先が行政書士の場合には事業所名等を明記してください。）。
はがきの同封のない場合、返信は行いません。なお、申請が集中することから、返信までには時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

- (6) 提出書類に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。